

審議会等委員公募制活用ガイドライン

平成12年 9月20日制定
平成23年 4月20日一部改正
平成24年 5月11日一部改正
平成25年11月20日一部改正
令和 4年12月26日一部改正
令和 5年 3月27日一部改正

1 公募制導入の趣旨

審議会等の委員の選任に当たっては、以下の見地から極力公募制の導入活用に努めるものとする。

- ①政策決定過程へ広く県民参画を促進するとともに、県民の主体的参加による審議会等の活性化を図る。
- ②広く人材を発掘し、同一委員の重複就任を回避する。
- ③女性登用を促進する。

2 公募制導入対象審議会等

公募制を導入すべき審議会等は、選任しようとする委員が高度の専門性を求められ、県内において人材が明らかに限定される場合又は公募しても応募が見込まれない理由が明白な場合等、選任しようとする委員の性質上公募になじまないと認められる審議会等以外の全ての審議会等とする。

なお、公募制導入が困難な審議会等については、その事情、理由を明らかにしておくとともに、当該審議事項にかかる「モニター委員」などの設置により、広く県民の意向を反映する方策について検討するものとする。

3 公募制導入の手順、手続き等

①公募制導入の条件整備

公募制を導入するに当たっては、あらかじめ各審議会等の設置要綱等を改正し、公募制の導入及び公募枠等について明記しておくか又は審議会等に諮って事前に了解を得ておくことが望ましい。

②公募枠

公募委員数は、当該審議会等の審議事項、専門性等を考慮し決定されることにな

るが、公募制導入の趣旨が確保される妥当な範囲とする。なお、公募制の導入によって安易に委員定数の増加につながらないように配慮する必要がある。

③応募要件

審議会等の審議項目によっては、一定の職務経験を有する者、特定の技能資格を有する者に限定する、若しくは論文の提出を求めるなど、一定の応募要件を付与する方法がある。

④選考方法

審議会等を所管する部局において、次により選任する。

- ・ 作文や面接等による選考を行わない場合 …… 通常は抽選による選任
- ・ 作文や面接等による選考を行う場合 …… 選考結果による選任(必要に応じて抽選を組合せる)

なお、選任に当たっては、選考機関・方法等を内容とした基準を定め、公正・的確に行う必要がある。

また、公募による委員が複数の県の審議会等の委員として重複就任することは、公募制導入の趣旨から望ましくない。

4 共同公募の実施

広く県民の県政参加の意欲を喚起し、選任手続きの事務の軽減・効率化を図る観点から、募集事務については次により共同公募を行う。

①実施機関

審議会等を所管する部局の申し出に基づき、総務部行政経営課が実施する。

②募集・選考時期

就任時期を勘案し年2回実施する。

- ・ 当該年度の下期に就任を予定する審議会等 …… 7月～9月
- ・ 次年度の上期に就任を予定する審議会等 …… 1月～3月

③共同募集事項

募集審議会等の名称、設置目的、審議事項、年間開催予定回数、応募条件・資格、選定期間、選定方法を県政だよりやマスメディアを活用し広くPRする。

④その他

募集期間等の制約上、共同公募することが困難な審議会等については、所管部局で上記③の手続き等により実施すること。